

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：丸森町大内地区棚田振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

大内青葉棚田

範囲については、別添１のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標（目標年度：令和 11 年度）

(1) 棚田等の保全

・耕作放棄地の発生防止及び解消

上記 1 に掲げる地域は、中山間地域等直接支払交付金の協定区域と同一の区域であることから、集落協定に基づく活動と併せて保全に取り組み、耕作放棄地の発生防止に努めるとともに解消を目指す。(棚田等の維持管理のみの農地の 5 ha でエゴマやソバ、大豆、景観作物等の作付を行うと共に従来水稻作付け水田の復活を行う)

・担い手の確保

-農地保全に取り組む人数を増加させる。(援農ボランティアや環境美化活動などを行う地区団体の青葉女子会(以下、女子会とする)等で令和 11 年度までに 50 人増加させる、特に地域出身者で近隣市町村在住者)

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農作物の生産拡大

-エゴマ、ソバ、大豆、水稻の作付面積を 7 ha に拡大する。

-エゴマ、ゴマ等を使用した特産加工品の試作・開発を行う。

-特産加工品を地元の直売所やイベントで販売し販路を拡大する。

内訳	R7	R11	備考
生産者数 (戸)	7	11	
作付面積 (ha)	5	7	
特産加工品の試作・開発	エゴマ油・ゴマ	エゴマたれ・味噌 エゴマおはぎ・餅	アロマオイル

・自然環境の保全・活用

-教育機関と連携し、小中学生や高校生に向けた農作業体験活動を年 1 回実施する。

-鳥獣捕獲の箱わな等の有資格者を現在の 2 人から 5 人に増員する。

・良好な景観の形成

-ひまわり等の景観作物を栽培する。(棚田等の保全の目標値)

-景観維持活動を年 3 回実施する。(清掃活動、援農ボランティア等)

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 援農ボランティアを継続的に実施し、参加者を確保する。
(年2回程度実施し、5年間で10回行う)
 - 地域の行事である「青葉まつり」を再開し、年1回実施する。
 - 棚田地域の施設を活用した地場産野菜の販売や地元飲食店の出店等があるイベントである「青葉温泉カフェ」を年に2回開催し、年間200人の来訪者を誘客する。
- ・伝承文化の継承
 - 宮城県指定重要無形文化財に指定されている大内青葉集落の「田植え踊り」や丸森町指定無形民俗文化財に指定されている「青葉神代神楽」等の伝統文化の保存継承に努める。(「青葉まつり」などの地域イベント等で年1回実施し、来訪者誘客する)

3 計画期間

計画認定日～令和12年3月31日

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

①棚田等の保全

- ・耕作放棄地の発生防止及び解消
 - 中山間地域等直接支払交付金事業の活動計画と併せて棚田の保全に取り組む。
 - 援農ボランティアや女子会等と連携しながら、農地の効率的な維持管理、遊休農地の活用を行う。
- ・担い手の確保
 - 援農ボランティアや女子会、地域おこし協力隊や集落支援制度等を活用し、営農を体験してもらうことで、新規担い手を確保する。
 - 地区内在住の若手人材の発掘を行う。

②棚田等保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農作物の生産拡大
 - 女子会や直売所と連携をしながら、エゴマを中心とした地場産食材を使用した新商品の開発を行うとともに、販路拡大に向けた発信を行う。
- ・自然環境の保全・活用
 - 町内の学校と連携しながら、授業の総合学習や課外学習等として子どもたちが農作業の体験をする機会を設け、住民たちとの交流を行う。
 - 鳥獣被害及びその対策に関する研修を行い、地域ぐるみで柵の設置や維持管理を、鳥獣被害対策を行う。

- ・良好な景観の形成

- ひまわりや、鳥獣被害対策にも繋がるハーブ等を栽培する。

- 水路の掃除や電気柵周辺の藪刈り等、地域住民と共同の景観維持活動を行う。

③棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- エゴマ栽培や鳥獣害対策に係る人手不足に対し SNS を活用してボランティアを募集し、イベント参加者と地域が継続して交流できる仕組み（ファンクラブ等）を構築し、関係人口の拡大を図る。

- 地域の行事「青葉まつり」の再開と継続、「青葉温泉カフェ」の実施による地区内外からの参加者（観光客）を確保する。

- ・伝承文化の継承

- 宮城県指定重要無形文化財に指定されている「田植え踊り」や丸森町指定無形民俗文化財に指定されている「青葉神代神楽」等の伝統行事を実施し、地区内外からの参加者（観光客）を確保する。

（２） 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記５の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

５ 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

丸森町大内地区棚田振興協議会は、別紙のとおり。

６ その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項